

大分県最低賃金 **1,035 円**

1月有効求人倍率 **1.14 倍**

転職用ダイヤル **0120-601-540** 携帯・スマホから **097-532-3040**

**Main Topix** **大分県政労使会議（地方版政労使会議）開催**

令和8年1月30日

### 大分県政労使会議

～ 共同メッセージ ～

働く人も企業も元気になる  
大分県経済の好循環の実現のため  
生産性の向上と労務費を含めた  
適切な価格転嫁に取り組み  
企業の力を高め  
持続的な賃上げをめざします

大分県	知事	佐藤樹一郎
大分県経営者協会	会長	杉原 正晴
大分県商工会議所連合会	会長	吉村 恭彰
大分県商工会連合会	会長	首藤 文彦
大分県中小企業団体中央会	会長	安部 省祐
大分県経済同友会	代表幹事	後藤富一郎
日本労働組合総連合会 大分県連合会	会長	石本 健二
一般社団法人大分県銀行協会	会長	高橋 晴英
経済産業省 九州経済産業局	局長	星野 光明
厚生労働省 大分労働局	局長	秋山 雅紀
オブザーバー		
公正取引委員会事務総局 九州事務所	所長	大矢 一夫



～賃金引上げに向けた取組について～

令和8年1月30日(金)、大分県と大分労働局は、生産性の向上や適正な価格転嫁等を通じた賃金引上げの機運を醸成するため、「大分県政労使会議」（地方版政労使会議）を開催しました。

会議には、佐藤樹一郎大分県知事を始めとした行政関係者と、労使の代表者（連合大分、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、大分県経済同友会、県銀行協会）11人が出席して意見交換を行い、最後に、生産性の向上や労務費を含めた適切な価格転嫁に取り組み、持続的な賃上げをめざす共同メッセージを発信しました。

### 「令和7年度労働講座」を開催しました

県では、令和8年3月12日(木)に、「令和7年度労働講座」を会場（大分市：ソレイユ）及びオンラインの併用方式により開催し、合わせて約80名の方が受講しました。

労働講座では、「弁護士がわかりやすく解説 これだけは知っておきたい労働法の重要ポイント」と題し、内田・阿部法律事務所弁護士 阿部 貴史 氏 に、残業代や年休等、労働法のポイントについてわかりやすく、ご講演をいただきました。

参加者からは、「いくつかの事例や裁判例をあげて説明してもらえたので、具体的にイメージすることができた」、「働く上で非常に役立つ内容だった」、「残業について詳しく知ることができたので参加してよかった」等の感想が寄せられました。



(講座の様子)

大分県政労使会議 開催	P1
令和7年度労働講座 開催	P1
連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動	P2
令和8年度前期技能検定	P2
「イクドリ！宣言」認証制度	P3~4
令和7年労働組合基礎調査結果	P5
協会けんぽ大分支部の保険料率のお知らせ	P5
ハラスメント問題でお困りの事業者の方へ	P6
労政・相談情報センターからのお知らせ	P7
労委だより（大分県労働委員会）	P8

本誌のweb版はこちらから♪

カラーで見やすい

大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

## 連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動

令和8年2月26日(木)、連合大分の石本健二会長が、大分県庁に佐藤樹一郎知事を訪ね、大分県に対し、政策・制度の要請を行いました。

石本会長は、あいさつの中で、「ここ2年は、5%以上の賃上げを達成することができており、大分については、5年連続で全国平均を上回るような賃上げを達成できている。賃上げの裾野は着実に広がっているが、一方で、物価高による実質賃金の低下や大手と中小の賃金格差拡大、また、労働組合のない企業への波及といった3つの大きな課題も生じている。

今年の春季生活闘争も昨年に引き続いて、全国的な賃上げ機運の高まりの中にあると認識している。この機運の高まりを中小企

業も含めた中で結果につなげたい。1月に行われた大分県政労使会議で発信をした、共同メッセージを絵に描いた餅にしないことが重要だと考えている。本日の要請では、働く人も企業も元気になる大分県経済の好循環の実現に向けて、前向きな回答をいただきたい」と述べ、佐藤知事に対し、6項目からなる要請書を手渡しました。



(左)佐藤樹一郎 大分県知事 (右)石本健二 連合大分会長

## 令和8年度前期技能検定が実施されます

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」を名乗ることができます。

令和8年度の前期技能検定が下記のとおり実施されます

《受検申請受付期間》 **令和8年4月6日(月)～4月17日(金)**まで  
《受検申請書について》大分県職業能力開発協会において配布します。

(大分市大字下宗方字古川1035-1)

※実施職種・受験料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。

HPアドレス <https://www.noukai-oita.com/>



お問合せ

大分県職業能力開発協会 TEL097-542-3651  
大分県商工観光労働部産業人材政策課 TEL097-506-3330

## 春季における年次有給休暇の取得促進について



### 年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

#### 年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

- 1.半年間継続して雇われている
- 2.全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば  
年次有給休暇を  
取得することができます。



働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進  
特設サイト▶



男性の育休、あたりまえ企業。

# イクドリ!宣言 企業・事業所募集

九州地方知事会と経済界は  
男性の育児休業取得を推進しています!

## 「イクドリ!宣言」認証制度とは

男性の育児休業取得がごく自然なこととなり  
安心して子育てができる  
社会全体で子育てをする九州になることを目指し  
男性の2週間以上の育児休業取得を推進する企業を  
九州地域戦略会議が認証する制度です

「イクドリ!宣言」マークは企業PRにも活用いただけます  
男性の育休取得推進企業として  
ホームページや広告、名刺など広報活動にご活用ください



▲このマークが認証の目印!

## 男性の育休、 あたりまえ企業。

企業が背中を押すことが、  
社会を変える力になる。  
男性の育休を後押しすることは、  
その家庭を支え、人材を守り、  
企業の未来を拓くこと。  
社会を変える企業でありたい。  
このマークは、その想いを示すあかしです。

※イクドリ!宣言＝「育(イク)児休業取り(トリ)ます宣言」の意。

お申し込みは  
**かんたん**  
**3ステップ!**

裏面をご覧ください

九州  
KYUSHU

## ✔ イクドリ!宣言企業になるメリット

### 人材確保に繋がる

男性の育児休業取得は若い世代が企業を選ぶひとつのポイントです。

### 従業員のモチベーションアップ

育児休業を取得できる安心感は、企業への信頼と働く意欲の向上にもつながります。

### 業務効率のアップ

育休を見据えた業務の見直しやマニュアル化は、組織全体の発展にも貢献します。

## お申し込みは、かんたん 3 ステップ!

STEP

### 事前準備

企業・事業所のトップの方が「男性の2週間以上※の育児休業100%取得を目指す」と記載した台紙を手に持って撮影してください。

※2週間以上であれば、育児休業の取得期間は自由に設定することができます。(1カ月以上など)

イクドリ宣言写真用台紙ダウンロード先▶  
【PCの方はこちらから】<https://logoform.jp/f/zBRgb>



STEP

### お申し込み

右の二次元コードより、お申し込みください。

お申し込みフォーム (LoGoフォーム) ▶  
【PCの方はこちらから】<https://logoform.jp/f/TYITn>



STEP

### お申し込み完了

申込内容の確認後、イクドリ!宣言企業のマークと使用ガイドラインを送付します。



（ 本社(本店)にて、支社(支店)分もまとめてお申し込みいただけます。マークは本社(本店)にまとめて送付させていただきます。 ）

九州地域戦略会議メンバー

九州地方知事会・九州経済連合会・九州商工会議所連合会・九州経済同友会・九州経営者協会

お問い合わせ先

イクドリ!プロジェクト事務局  
佐賀県 男女参画・女性の活躍推進課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
TEL 0952-25-7062 FAX 0952-25-7338 ✉ [danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp](mailto:danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp)

イクドリ!  
プロジェクトについて  
<https://kyushuchijikai.jp/list00059.html>



## 令和7年労働組合基礎調査結果のお知らせ

厚生労働省では、我が国におけるすべての労働組合を対象として、毎年6月30日現在の労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等を調査する「労働組合基礎調査」を実施しています。

この調査結果を用いて、県が独自に集計した本県の労働組合の概要についてお知らせします。

### ◎労働組合数について

労働組合数は437組合で、前年に比べ、2組合減少しました。

### ◎労働組合員数・推定組織率について

非単位等※を含む労働組合員数は、71,678人と前年に比べ、494人減少しました。

推定組織率は14.1%で、前年に比べ、0.1ポイント低下しました。

産業別の労働組合員数（非単位等を含まない）は、製造業が最も多く18,605人（構成比28.8%）、次いで公務（他に分類されるものを除く）11,041人（構成比17.1%）、卸売業、小売業5,289人（構成比8.2%）の順となっています。

労働組合員数のうちパートタイム労働者（非単位等を含む）は7,089人で、前年に比べ、10人減少しました。全労働組合員数（71,678人）に占める割合は9.9%で、前年に比べ、0.1ポイント増加しました。

大分県内の労働組合数、労働組合員数、推定組織率

年	組合数	増減	組合員数（非単位等を含まない）			組合員数（非単位等を含む）			推定組織率（全国）
			増減	推定組織率	増減	推定組織率			
令和3年	455	△4	68,796	△1,126	13.7%	76,043	△901	15.2%	16.9%
4年	445	△10	67,654	△1,142	13.3%	75,073	△970	14.8%	16.5%
5年	440	△5	66,095	△1,559	13.0%	73,291	△1,782	14.4%	16.3%
6年	439	△1	64,939	△1,156	12.8%	72,172	△1,119	14.2%	16.1%
7年	437	△2	64,570	△369	12.7%	71,678	△494	14.1%	16.0%

※非単位等：非単位労働組合及び非独立組合員をいう。

非単位労働組合 本調査の労働組合の定義（自ら規約を有し、独自の意味決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行える体制が備わっているもの）には該当しないが、これに準ずる組織

非独立組合員 [本部一分会]等の構成をもつ労働組合で、分会等に属さず、直接、本部や連合扱組合などの上部組合に属している組合員

※推定組織率：雇用労働者数に占める労働組合員数の割合。経済センサスと毎月勤労統計調査の結果から推計。

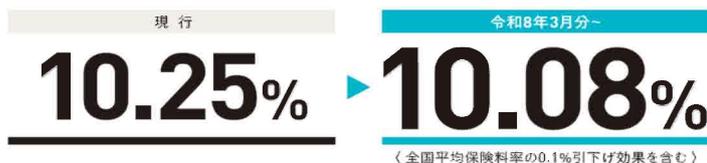
詳細は、大分県HP「おおいたの労働」⇒「統計・調査」をご覧ください。

お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 TEL097-506-3353

## 協会けんぽ大分支部の保険料率のお知らせ

### 健康保険料率



### 介護保険料率



### 子ども・子育て支援金率



### 介護保険料率



### 子ども・子育て支援金率



保険料率についての特設サイトはこちら





ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業

**支援無料**

# ハラスメント問題でお困りの事業者様へ ハラスメント事案解決のため 企業をサポートします！



専門家を派遣し、**現在起こっているハラスメント事案の解決に向けて、事業主の皆様が雇用管理上の措置を迅速に行えるよう支援をします。**

**支援対象** ハラスメント事案に直面している事業主様、人事・労務担当者様

**支援内容** 専門家(社会保険労務士)を派遣  
全2回(各2時間)リモート支援・訪問支援を選択

## 【相談例】

上司から子の看護のために休むたびに、「母親は甘い」等と威圧的に言う人がいて辛いので、上司Bを移動させてしてほしいと社員から相談があったが、異動できる部署がなく困っている。

部下を「使えない」など会議で繰り返し侮辱する社員がいて、複数の社員から相談を受けている。行為者への対処はどのようにしたら良いか前例がなく困っている。

外部顧客からの暴言・侮辱を受け、メンタルに不調を来している社員がいる。どのように対応すれば良いか困っている。

専門家支援のお申し込みはこちらから

→右記の2次元コードを読み込んでください

☎050-5846-9616 (平日 10:00 ~ 17:00)

✉harassment@task-school.com

🌐http://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp

令和7年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業  
(事業受託会社 株式会社タスクールPlus)



## 大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

### 大分県労政・相談情報センターの労働相談（4月～5月）

大分県労政・相談情報センターは、働く現場でのトラブルが合理的かつ円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しており、労働者、使用者関係なく労働に関することならどなたでも相談が可能です。

<b>一般労働相談</b>	労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15 （土日祝日及び12/29～1/3はお休みです。） 相談は来所又は電話によります。
<b>出張労働相談</b>	月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 <b>4月16日(木)</b> 場所 J:COMホール大分 404会議室 受付 13:00～16:00 (大分市) <b>5月21日(木)</b> 場所 佐伯市役所6階 大会議室 受付 13:30～15:30 (佐伯市)
<b>お悩み集中労働相談会</b>	労政・相談情報センター職員による労働相談会です。 <b>【場所】</b> 大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) <b>【時間】</b> 金 8:30～20:00 土・日 9:00～18:00 <b>4月10日(金)、11日(土)、12日(日)</b> <b>5月8日(金)、9日(土)、10日(日)</b>
<b>メール相談</b>	来所・電話相談が困難な場合は、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、メール相談入力フォームからお願いします <a href="https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html">https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html</a> <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">大分県 労働相談 検索</span>
固定電話（フリーダイヤル）0120-601-540 スマホ・携帯電話 097-532-3040	
秘密厳守・相談無料・予約不要 <span style="background-color: #800080; color: white; border-radius: 15px; padding: 2px 10px; margin-left: 10px;">お問合せ</span> 大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内) TEL097-532-3040	

### 主要労働経済指標

年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
令和4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
6年平均	397,789	331,950	315,351	271,029	82,438	60,921	142.8	144.6	131.1	134.3	11.7	10.3
令和7年8月	332,555	289,764	322,452	279,478	10,103	10,286	135.2	134.7	124.6	126.0	10.6	8.7
9月	335,091	291,990	323,860	284,507	11,231	7,483	139.9	143.1	128.5	132.7	11.4	10.4
10月	337,567	289,275	328,155	283,635	9,412	5,640	147.7	150.8	135.6	139.9	12.1	10.9
11月	351,701	318,196	326,666	283,234	25,035	34,962	140.8	143.3	129.0	133.0	11.8	10.3
12月	759,081	647,254	327,349	283,725	431,732	363,529	140.4	142.3	128.8	132.0	11.6	10.3
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
年月	新規求人倍率(季節調整値)				月間有効求人倍率(季節調整値)		消費者物価指数(総合R2年=100)		鉱工業生産指数(季節調整R2年=100 ※年指数100指数)		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
	令和4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627		327,046
5年平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8	318,755		331,993	
6年平均	2.26	2.07	1.25	1.35	108.5	106.9	101.2	103.3	325,137		319,054	
令和7年8月	2.15	1.91	1.20	1.24	112.1	110.7	100.6	122.0	347,325		366,376	
9月	2.14	1.92	1.20	1.24	112.0	110.5	103.2	115.8	339,762		304,849	
10月	2.12	2.00	1.18	1.22	112.8	111.3	104.7	115.5	338,977		282,010	
11月	2.14	1.82	1.18	1.21	113.2	111.4	101.9	113.8	350,349		426,313	
12月	2.17	1.84	1.19	1.20	113.0	111.2	101.8	111.7	374,127		329,699	
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値

◆◆ 労委 だ よ り ◆◆ ～令和8年1月・2月の概況等～

大分県労働委員会

(1) 『悩まず どんとこい労働相談週間』の実施状況について

大分県労働委員会では、労働委員会制度の周知を図るため、2月第1週（1日～7日）を「悩まず どんとこい労働相談週間」として、夜間、土日を含めた集中労働相談会を実施しました。

期間中は、47人（労働者47人、事業主0人）の方から、87件のご相談をいただきました。相談内容の上位3項目は、

- ①セクハラ・パワハラ
- ②退職
- ③労働契約・休日休暇等となっています。

(2) 令和7年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況

令和7年は、①不当労働行為事件の取扱いはありませんでした。

②労働争議の調整は、3件の取扱いがあり、1件が解決、1件が打ち切りで終結、1件が繰越しとなっています。

③個別労働関係紛争のあっせんは、5件の取扱いがあり、2件が解決、2件が打ち切り、1件が取下げで終結となっています。

詳細については、下記のリンクまたは右記の二次元コードからご覧ください。  
URL : <https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/kohyo.html>



大分県労働委員会の「あっせん制度」 公正中立・無料・秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。

取扱件数（令和8年1月～2月）

◎労働争議の調整

種別	新規 A	12月から繰越 B	終結 C	3月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	0	1	0	1

◎個別労働関係紛争

種別	新規 A	12月から繰越 B	終結 C	3月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	0	0	1



「あっせんの特徴」をご説明します。 ※あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問合せください。

- ①申請からあっせんに至るまでの手続費用は無料です。 (平日午前9時から午後5時まで相談をお受けしています。)
- ②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了しますので、短期間で解決が可能です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。
- ④非公開で実施しますので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを実施できないこともあります。

(お問合せ・ご相談先) 大分県労働委員会事務局

TEL. 097-536-3650(相談ダイヤル)  
097-506-5241 097-506-5253  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
(県庁舎本館3階)



右記の二次元コードから当委員会のHPにアクセスできます。



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756  
E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp